

海外旅行渡航手続きに関するご案内

(2022年12月16日)

ご旅行先 (南アフリカ・ジンバブエ・ボツワナ・ザンビア)

- お客様参加条件と日本出入国手続きのご案内
2 ページ目～5 ページ目
- ご旅行先の出入国に関する重要なお知らせ
6 ページ目～

南アフリカ・ジンバブエ・ボツワナ・ザンビアにご旅行されるお客様へ 出入国に関する重要なお知らせ

■ 日本から南アフリカ・ジンバブエ・ボツワナ・ザンビアへの入国時

ジンバブエ・ザンビアでは感染拡大防止策に基づき、入国時に下記証明書（１）の提示が必要となります。

また南アフリカ・ザンビアでは入国時（２）（３）の提出が必要になります。

ボツワナでは入国時に提示が必要な証明書はございません。

（１）住民票のある市区町村が発行する「海外渡航用」ワクチン接種証明書、 またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用

ジンバブエ・ザンビアでは 12 歳以上の旅行者は、ワクチン接種完了を示す証明書の提示が必要となり、証明書には下記条件が必須となります。

現在、世界保健機関（WHO）に承認され、日本国内での使用が認可されているワクチンは
４種類（ファイザー製・モデルナ製・アストラゼネカ製・ノババックス製で２回接種が規定）になります。

- 1、自治体などの公的機関が発行した「**海外渡航用**」ワクチン接種証明書、
またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」**海外用**であること
- 3、英語で記載されていること



- 証明書の申請・発行に関しては、下記厚生労働省ホームページにてご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html



- 接種証明アプリ海外用に関しては、下記デジタル庁ホームページにてご確認ください。
<https://www.digital.go.jp/policies/vaccinecert/>

（２）健康質問書の提出（南アフリカ）

機内で受け取り記入後、入国時に空港職員へ提出ください。

（３）健康状態申告書の提出（ザンビア）

入国時に職員へ提出ください。

■ 滞在中または日本への帰国前検査で結果が陽性であった場合

【南アフリカ滞在中または帰国前検査で陽性になった場合】

滞在中または、日本帰国前 72 時間以内に実施した医療機関による PCR 検査または抗原検査（※）で陽性反応が出た場合は、症状により下記となります。

無症状：自主隔離は不要ですが、感染予防に努める必要があります。

有症状：10 日間の自主隔離が必要です。10 日を経過し、PCR 検査で陰性が証明されれば、帰国の準備をすすめていただきます。

【ジンバブエで陽性になった場合】

原則ホテルにて 10 日間の自主隔離となります。

【ボツワナで陽性になった場合】

隔離義務や外出規制等も行われておりません。

【ザンビアで陽性になった場合】

原則ホテルにて 10 日間の自主隔離となります。

（※）有効なワクチンを 3 回以上接種済の方は、帰国のための出国前 72 時間以内の検査および陰性証明書の取得は 2022 年 9 月 7 日以降の日本帰国より不要となりました。

証明書の提示が必須となりますので、自治体などの公的機関が発行した「海外渡航用」ワクチン接種証明書、またはデジタル庁「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」海外用を必ずお持ちください。

＜海外旅行保険の加入をご確認ください＞

ご旅行中に新型コロナウイルス感染症を発症または、出国前の検査で陽性判定を受けた場合、ご旅行先の保健当局等の指示によりツアーを離れて隔離入院や施設待機を強制される場合があります。

また、一般的に海外では医療費が高額となるケースが多いことや、ツアーを離れた後の滞在費用、帰国のための航空運賃等を全て自己負担しなければなりませんので、新型コロナウイルス感染症治療費用や隔離費用、ツアー離団後の帰国費用をカバーする海外旅行保険にご加入ください。

尚、クレジットカードに付帯している保険では補償内容が十分ではない可能性があることもご注意ください。